

合 意 書

発注者：●●（以下「甲」という。）と受注者：●●（以下「乙」という。）は、国際情勢の緊迫化、戦争・武力紛争、経済制裁、輸送経路の遮断・封鎖、原油その他エネルギー価格又は主要建設資材価格の変動その他の経済事情の変化等により、日本国への資材等の輸入の減少・遅延又は建設工事に要する費用の増加等が生じ又は生じるおそれがある現下の情勢（以下「本性情勢」という。）に鑑み、甲乙間の●年●月●日付工事請負契約（以下「本件契約」という。）について、以下のとおり合意する。

第1条（対象事項）

本合意書において「対象事象」とは、次の各号のいずれか又は複数が生じたことをいう。なお、次の各号における価格・費用の変動・増加の総額が、本件契約締結時の請負代金合計額の●%を超えるときは、各号に該当するものとみなす。

- ① 本性情勢において、原油その他エネルギー価格、主要建設資材価格又は労務費が、公的統計その他合理的な指標に照らし、本件契約締結時から変動・増加したこと。
- ② 本性情勢において、工事に必要な資材又は役務の調達が困難となり、又はその調達に要する価格・費用が変動・増加（資機材の仕様、調達先及び調達方法の変更並びに役務提供者の変更、提供方法の変更及び追加料金等の発生を含むが、これらに限られない）したこと。
- ③ 前各号に準ずる事由であって、本件契約を当初の内容のまま維持することが信義則に照らして不相当となる程度にまで、本件契約に基づく工事に関する価格・費用又は工期に影響を及ぼしたこと。

第2条（工事の変更・追加）

乙は、対象事象によって、仕様の変更又は追加等の設計・工事の変更を行う必要があるときは、甲に対して、設計・工事の内容の変更を求めることができる。

第3条（工期の変更）

乙は、対象事象によって、工期内に工事又は業務を完成することができないときは、甲に対して、工期の変更（設計業務、監理業務の実施期間の変更を含む。）を求めることができる。この場合、乙は、工期の遅延に関する責めを負わず、遅延損害金その他の支払義務を負わない。

第4条（請負代金の変更）

乙は、対象事象に該当するときは、甲に対して、請負代金の変更を求めることができる。

第5条（工事の中止・解除権）

乙は、本書に定める事項についての協議を甲に申し出た後、当該協議が1か月の期間を超えても調わないときは、甲に対して書面又は電磁的方法によって通知することにより、本件契約に基づく工事を中止し、又は、本件契約を解除することができる。なお、この場合、乙は、甲に対して、工事の中止又は契約解除に関する損害賠償義務等を負わない。

第6条（規定外事項）

甲及び乙は、本合意書に定めのない事項については、本件契約に基づき処理するものとする。

以上

以上、本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自署名または記名押印の上、1通ずつ所持する。

年 月 日

甲（発注者）住所

氏名

乙（受注者）住所

氏名